

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

| | | |
|----------------------------|----------------------|--|
| 処 分 の 名 称 | | 大砂土デイサービスセンター・上峰デイサービスセンター・槻寿苑デイサービスセンターの利用許可 |
| 根拠条例・規則等名 | | さいたま市高齢者デイサービスセンター条例 |
| 条 項 | | 第6条、第7条 |
| 所 管 部 課 | | 福祉局 長寿応援部 高齢福祉課（電話：048-829-1259） |
| 審 査 基 準 | 基 準 (未設定の場合はその理由) | <ul style="list-style-type: none"> ・市長は、条例第2条第1項第1号に掲げる者（老人福祉法第10条の4第1項第2号の措置に係る者）でセンターを利用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 ・市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの利用を許可しない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 管理上支障があるとき (2) 前号に掲げるもののほか、センターの設置の目的に反するとき |
| | 設定等年月日 | 平成13年5月1日設定 平成30年4月1日最終改正 |
| 標 準 処 理 期 間 | 期 間 (未設定の場合はその理由) | 事案ごとの裁量が大きく、標準処理期間を設定することが困難である。 |
| | 設定等年月日 | 平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正 |
| 備 考 | | |